

奈良県訓令第二号

各部 課室

各出先機関

奈良県副知事の担任意務に関する規程を次のとおり定め、平成二十七年七月十一日から施行する。

なお、奈良県副知事の担任意務に関する規程（平成二十五年三月奈良県訓令第八号）は、平成二十七年七月十日限り廃止する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井 正 吾

奈良県副知事の担任意務に関する規程

副知事の担任意務は、次のとおりとする。

副知事 奥田喜則の担任意務

一 総務部、くらし創造部、産業・雇用振興部、農林部及び会計局に関すること（南部東部振興に関するものを除く。）。

二 行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会及び収用委員会を除く。）との連絡調整に関すること。

副知事 松谷幸和の担任意務

一 南部東部振興に関すること。

二 地域振興部（観光局を除く。）、県土マネジメント部及び水道局に関すること。

三 行政委員会のうち教育委員会、選挙管理委員会及び収用委員会との連絡調整に関すること。

副知事 浪越照雄の担任意務

地域振興部（観光局に限る。）、健康福祉部及び医療政策部に関すること（南部東部振興に関するものを除く。）。